

2025年度後期分授業料減免 【高等教育修学支援新制度】 による授業料免除について

**学部学生（私費外国人留学生除く）対象
（大学院生は対象外です。）**



学部学生(私費外国人留学生除く)の授業料免除について

学部学生（私費外国人留学生除く）の授業料免除は、**高等教育修学支援新制度（新制度）**により実施しています。

この制度は、日本学生支援機構給付奨学金の支給及び授業料免除の支援を受けることができるもので、

日本学生支援機構にて給付奨学生に採用された者、多子世帯支援の対象者として認定された者は、授業料の減免を受けられます。

授業料免除を希望する学生は、日本学生支援機構給付型奨学金に申請し、併せて授業料減免の申請をしてください。

高等教育修学支援新制度（新制度）とは…

対象者

- 学部学生（日本人，永住者等）
- 住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生
- 多子世帯の学生

支援内容

- 授業料免除
 - 給付奨学金の支給
- ※家計基準を満たしていない場合は，給付奨学金は支給対象外となります。

支援対象者の 要件

- 学業成績等に関する要件
- 家計の経済状況に関する要件 等

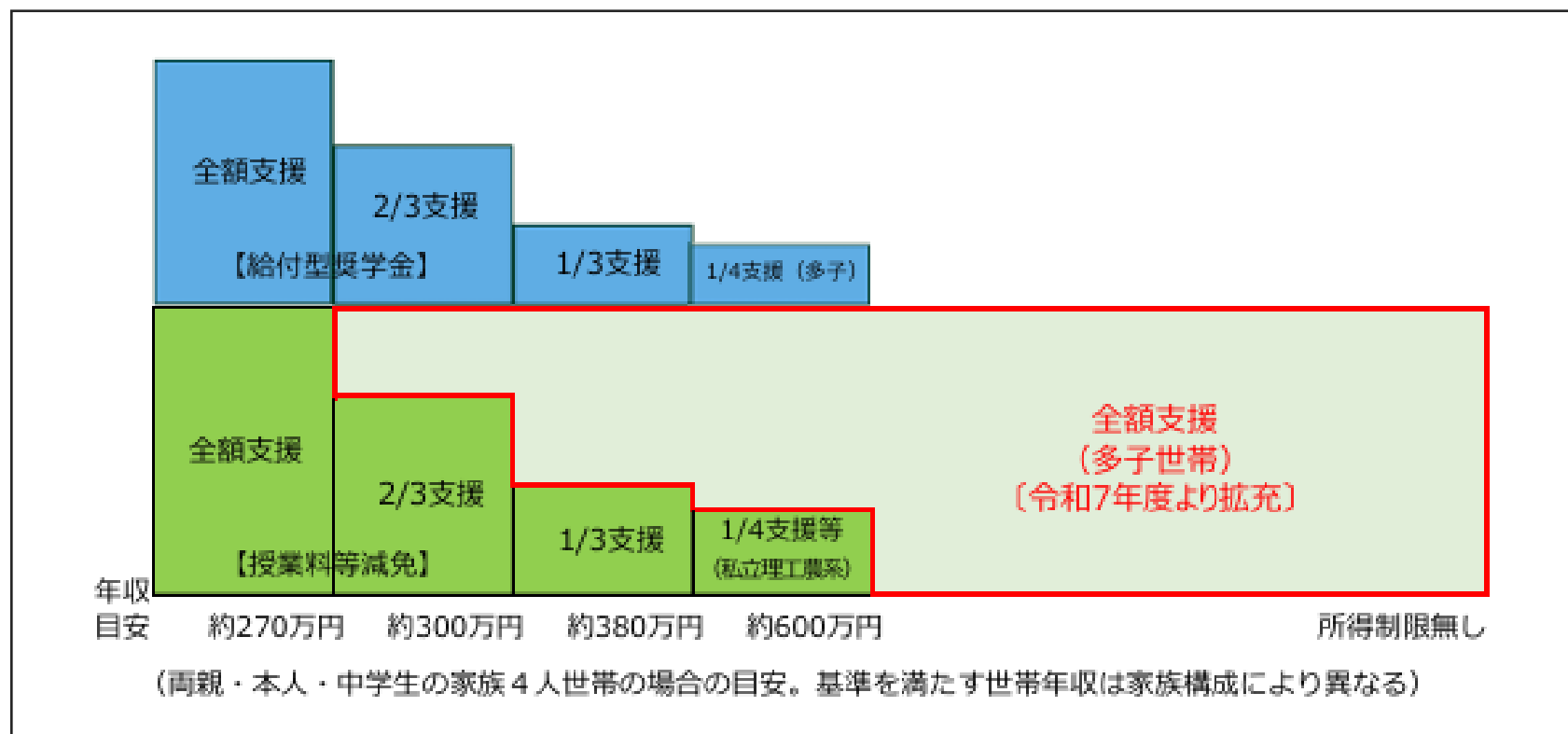


2025年度より多子世帯への授業料等無償化の支援が始まりました。
支援を受けるには，日本学生支援機構給付奨学金の在学採用（新規申請）での申し込みが必要です。

新制度のイメージ図

給付奨学金は**日本学生支援機構**へ、
授業料免除は**大学**へ、
それぞれ申請してください！

○高等教育の修学支援新制度における多子世帯支援のイメージ（文部科学省資料から抜粋）



＜対象＞住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生，多子世帯の学生

※多子世帯：扶養する子の数が3人以上いる世帯

高等教育の修学支援新制度の対象となる学生の認定基準について

1. 家計に係る基準（収入基準・資産基準）

【所得】住民税の市町村民税の所得割額が

第Ⅰ区分（標準額の支援）	100円未満
第Ⅱ区分（標準額の2/3支援）	100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分（標準額の1/3支援）	25,600円以上～51,300円未満
第Ⅳ区分（標準額の1/4支援）	51,300円以上～154,500円未満 ※多子世帯

※2025年度から、多子世帯への授業料等無償化の支援が始まりました。

【資産】学生及びその生計維持者の保有する資産の合計額が5,000万円未満
（多子世帯の授業料等減免の場合は3億円未満）

認定基準については簡易的に記載していますので、詳細は日本学生支援機構ホームページおよび給付奨学金案内で確認してください。

2. 学業成績等に係る基準（採用時）

【入学後1年を経過していない人】

- ① 高校等の評定平均値が3.5以上であること。または、
- ② 入学試験の成績が上位1/2以上であること。または、
- ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を、学修計画書により確認できること。

【入学後1年以上を経過した人】

- ① GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること。または、
- ② 修得単位数が標準単位数以上であり、かつ将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を、学修計画書により確認できること。（※標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×在学年数）

3. 国籍・在留資格に関する要件

◆ 日本国籍を有すること。

留学生は対象外

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

◆ 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年を経過していない者

3浪生は対象外、2浪生までは資格あり

申請対象者について

対象者

2025年度前期分授業料免除を希望する**学部学生**（私費外国人留学生を除く）

支援内容

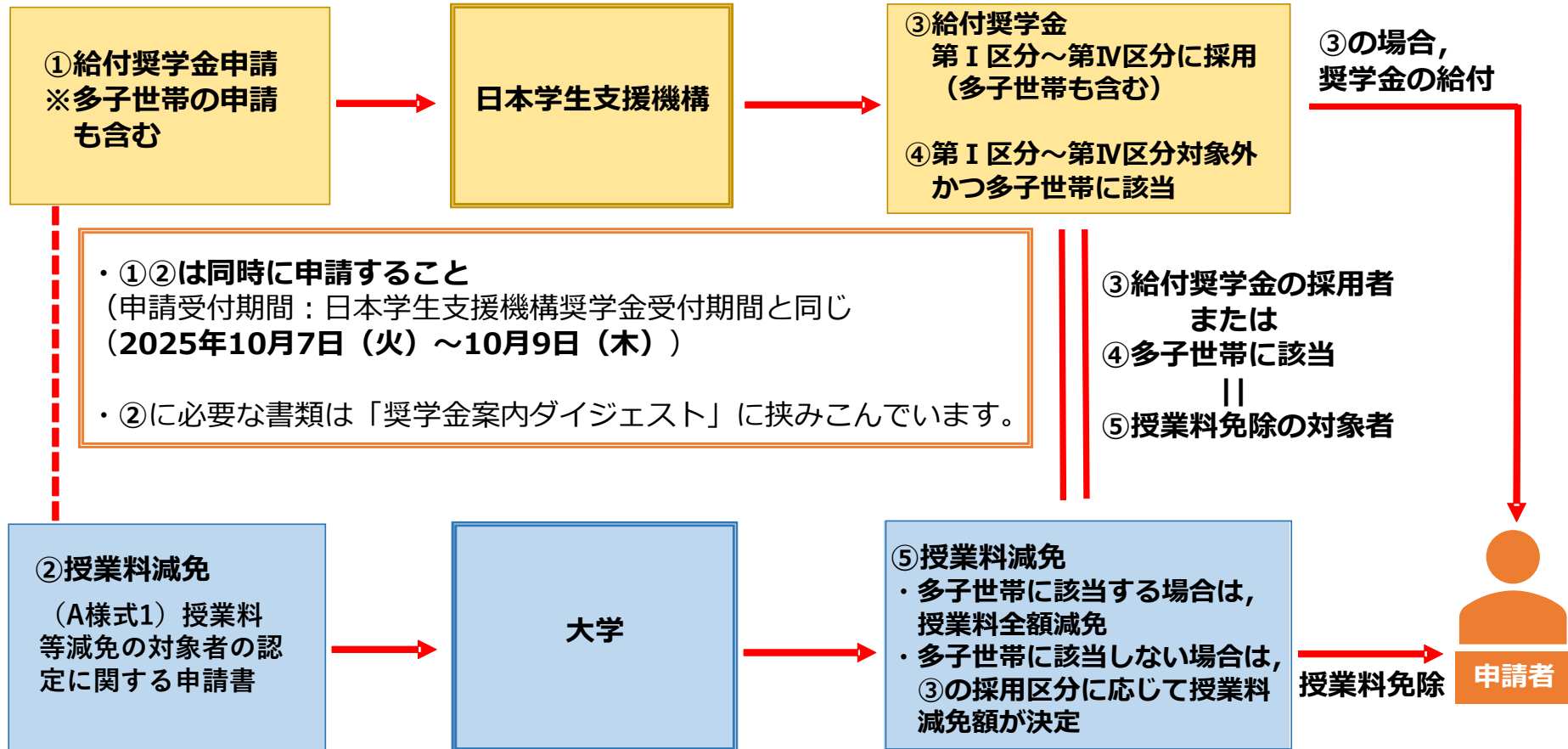
- 多子世帯でない学生
採用された支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）に応じて，給付奨学金の支給と授業料の減免が受けられます。（※給付奨学生の採用条件を満たさず対象外となった方は，授業料減免も受けられません。）
- 多子世帯の学生
授業料の全額減免が受けられます。支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に応じて，給付奨学金が支給されます。第Ⅰ～Ⅳ区分に該当しない場合は，給付奨学金は支給対象外となります。

申請手続

日本学生支援機構給付奨学金と授業料減免の**両方を申請**すること。

給付奨学金在学採用（新規申請）および授業料減免申請の流れ

新制度（給付奨学金在学採用＋授業料免除）申請の流れ



①と②は必ず両方を申請してください！

既に給付奨学生として採用されている方は、別途必要な手続きを確認してください。